

平成23年9月22日提出

提出者 松山市議会議員 上 杉 昌 弘
池 本 俊 英
八 木 健 治
川 本 光 明
松 岡 芳 生
小 崎 愛 子
中 村 嘉 孝
武 田 浩 一
猪 野 由紀久
松 下 長 生

J R 三島・貨物会社に係る税制特例の継続等を求める意見書について

J R 三島・貨物会社に係る税制特例の継続等を求める意見書を次のとおり提出する。

記

J R 三島・貨物会社に係る税制特例の継続等を求める意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、J R 7社が誕生した。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施された。

そして、新幹線や都市圏の路線を有するJ R 東日本、東海、西日本の本州三社は、これまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たした。しかし、多くの地方ローカル線を抱えた地域交通を担うJ R 四国、北海道、九州のJ R 三島会社と、環境面に優れたわが国の貨物輸送を担う一方で、国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJ R 貨物については、経営基盤が脆弱で、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきたが、来年4月にJ R 発足25年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保する目処が立っていない。

J R 四国においては、大都市圏が無く収益基盤が脆弱であること、整備新幹線計画がないこと、高速道路が線路と平行していること、全国に先駆け高齢化が進み人口が減少していることなどJ R 他社にない特情を有しており、今後の鉄道経営を取り巻く環境は極めて

厳しいものがある。

こうした中、本年度末には、ＪＲ三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性を再認識される中で、ＪＲ三島・貨物会社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、ＪＲ発足２５年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立にむけた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保にむけた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

以上の認識に基づき、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 ＪＲ三島・貨物会社に係る固定資産税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」「新車特例」等）を継続すること。
- 2 ＪＲ三島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油取引税については、現在の減免措置を継続すること。
- 3 ＪＲ三島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣